

「群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報」の発令について

令和5年11月30日に発生した林業現場での事故に伴い、休業を伴う労働災害が連続して発生（1か月に3回以上）し、かつ4月からの累積人数が10人を超える事態となっています。

今年度は、6月においても同様の状況（1か月に3回以上）が発生しており、このことは重大事案であり、本県林業界において最優先で解決すべき問題です。

この事態を受け、県では「群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報発令基準」に基づき「群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報（令和5年12月25日から令和6年3月31日まで）」を発令しました。

県では、発令期間中、事業主等に対して、「群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報」の周知徹底を図るほか、労働安全衛生法令（ガイドラインを含む）の遵守に関する意識向上のため県や関係団体が実施する林業労働安全に関わる集団指導会への参加を要請します。

関係者の皆様においては、下記事項を踏まえ、林業現場における安全対策等を徹底して頂きますようお願いいたします。

記

1 林業現場作業における安全対策及び災害・事故防止対策

（1）県の実施事項

ア 事業主及び労働者に対し「群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報」の周知徹底を図る。また、労働安全衛生法令（ガイドラインを含む）の遵守に関する安全指導を実施する。

※「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」

※「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」

※「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」

イ 林業労働安全に関わる集団指導会を開催する。

（2）事業主の実施事項

ア 県や関係団体が主催する林業労働安全に関わる集団指導会に1回以上参加し、指導内容等を労働者に周知徹底する。

イ 事業場毎の自主安全パトロールと一斉自主点検を実施する。

ウ 労働安全衛生関係法令（ガイドラインを含む）を遵守する。

エ 「群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報」について事業場に掲示し、労働者

に周知徹底するとともに、事業主として着実な「安全対策及び災害・事故防止対策」の取組を実践する。

オ 労働者に対する事故事例等の周知徹底を図る。

(3) 労働者の取組事項

ア 労働者は、事業主が講じる必要な措置を遵守する責務を自覚するとともに、労働安全衛生法令（ガイドラインを含む）を遵守し、規定事項を着実に実践する。

イ 労働者は、事業主が実施する「林業現場作業における安全対策及び災害・事故防止対策」に対し、積極的に協力・実践する。

2 重点取組課題

(1) 県や関係団体が主催する林業労働安全に関わる集団指導会への参加。

(2) 伐木作業における安全な作業手順（伐倒の基本・立入禁止区域厳守）の遵守。

※「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」

(3) 適切なかかり木処理の徹底。

※「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」

(4) 林業現場作業での複数の労働者が作業を行う場合、作業計画の策定、適正な山割（上下作業の禁止）、合図等の措置の徹底。

(5) 斜面での移動や作業時における墜落・転倒防止措置の徹底。

(6) 「リスクアセスメント」の着実な実施。

(7) ツールボックスミーティング（TBM）や危険予知活動（KYK）の着実な実施。

(8) 非定常作業における作業前の安全衛生教育の徹底。

3 参考

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
警報対象	1	1	3			1	1	3					10
その他関連事故													0
うち死亡事故													0

※上記集計は群馬県独自集計（事業主や個人、高性能林業機械の事故・災害も含む）であり、群馬労働局の集計値とは異なる。

※上記集計表「その他関連事故」は外数。